

雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案要綱



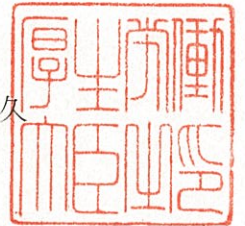
厚生労働省発職雇0613第2号

平成28年6月13日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働移動支援助成金制度の改正

(一) 再就職支援奨励金制度の改正

イ 雇用保険法施行規則第百二条の五第二項第一号イ(4)に規定する職業紹介事業者に再就職援助計画等の対象となる同号イ(2)に規定する被保険者(以下単に「被保険者」という。)の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担した場合の助成対象を、当該委託の対象となった被保険者(以下「委託対象被保険者」という。)の数が職業安定局長が定める数以上である事業主に限ること。

ロ 再就職実現時における、再就職支援の委託に要する費用に対する助成率について、企業規模及び委託対象被保険者のうち職業安定局長が定める条件に該当する再就職が実現した者(以下「特定委託対象被保険者」という。)と特定委託対象被保険者でない委託対象被保険者の別並びに委託対象被保険者の年齢に応じ、次のとおりとすること。

(イ) 中小企業事業主 特定委託対象被保険者については三分の二(ただし、四十五歳以上の者につ

いては五分の四）、特定委託対象被保険者でない委託対象被保険者については二分の一（ただし、四十五歳以上の者については三分の二）

（ロ） 中小企業事業主以外の事業主 特定委託対象被保険者については三分の一（ただし、四十五歳以上の者については五分の二）、特定委託対象被保険者でない委託対象被保険者については四分の一（ただし、四十五歳以上の者については三分の一）

ハ 支援委託時の助成対象を中小企業事業主に限ること。

（二） 受入れ人材育成支援奨励金制度の改正

再就職援助計画等の対象者を早期に雇い入れた事業主に対する助成額を、職業安定局長が定める条件に該当する雇入れである場合に限り四十万円とし、それ以外の場合には三十万円に引き下げること。

第二 その他

一 この省令は、平成二十八年八月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。